

逗子市

介護予防・日常生活支援総合事業

運営の手引き

平成 29 年 3 月 14 日 (火)

作成：逗子市役所 福祉部 介護保険課

基幹型地域包括支援センター

逗子市 介護予防・日常生活支援総合事業 運営の手引き (案)

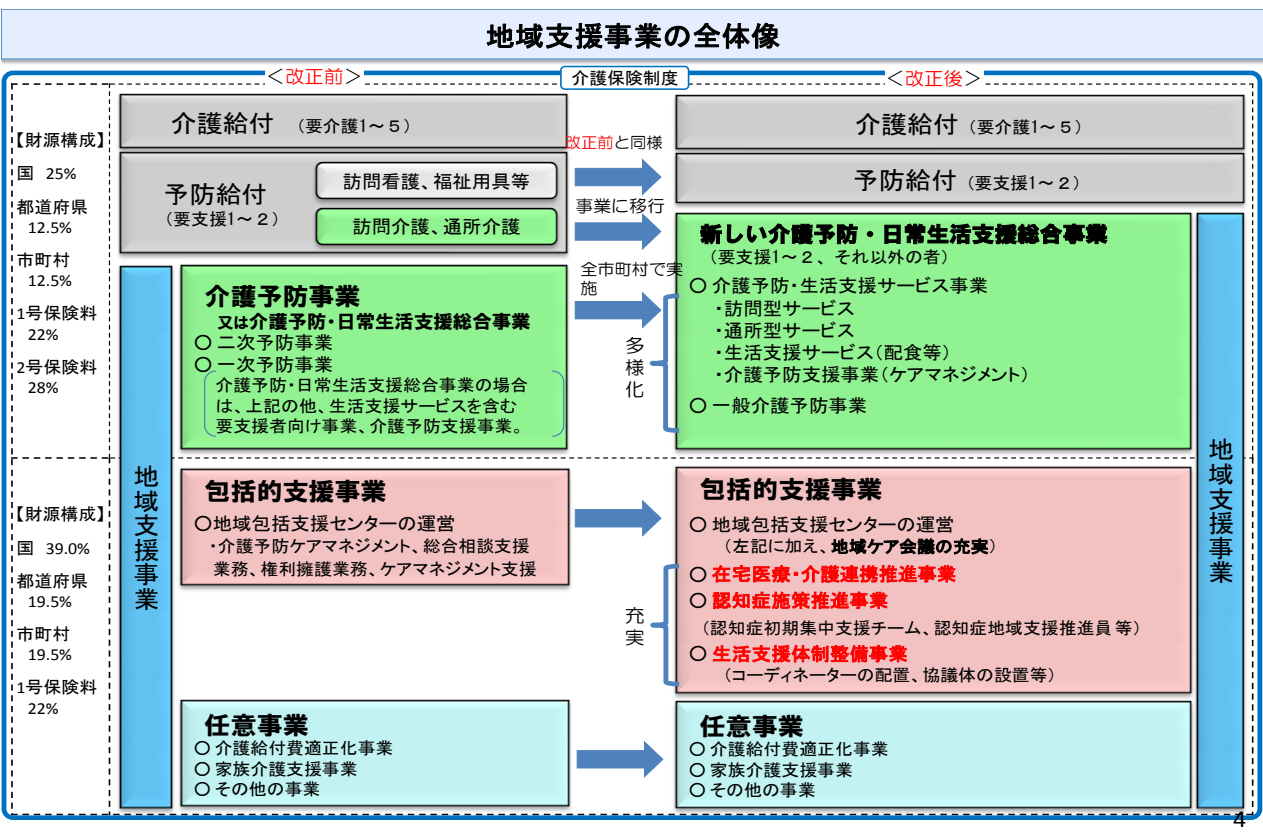
目次

1	逗子市の介護予防・日常生活支援総合事業について	P 2
2	介護予防・日常生活支援総合事業のすすめ方	P 4
3	介護予防・日常生活支援総合事業の構成	
(1)	介護予防ケアマネジメント	P 8
(2)	訪問型サービス	P 9
(3)	通所型サービス	P 9
(4)	介護予防・機能向上トレーニング(短期集中型介護予防事業)	P 9
4	対象者	
(1)	事業対象者	P 9
(2)	平成 29 年 4 月以降に、新規、区分変更、更新により要支援 1, 2 認定を受けた者	P 9
(3)	平成 29 年 4 月以降に、基本チェックリストにより、事業対象者と判断された者	P 10
5	介護予防ケアマネジメント	
(1)	介護予防ケアマネジメント	P 11
(2)	実施者	P 12
(3)	様式	P 13
(4)	アセスメント	P 13
(5)	評価	P 13
(6)	給付管理	P 13
(7)	留意事項	P 13
6	訪問型サービスと通所型サービスについて	
(1)	平成 29 年 4 月からのサービスについて	P 14
(2)	事業所指定について	P 15
(3)	契約について	P 15
7	一般介護予防事業について	
(1)	介護予防実態把握事業(新規)	P 16
(2)	セルフケア促進事業(新規)	P 16
(3)	介護予防教室(旧一次二次予防事業)	P 16
(4)	地域介護予防活動支援事業 (高齢者の介護予防に資する通いの場の創設、高齢者サロンの再編・拡充)	P 16
(5)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	P 16
(6)	地域リハビリテーション活動支援事業(新)	P 17
8	生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターについて)	P 17

1	逗子市の介護予防・日常生活支援総合事業について
----------	--------------------------------

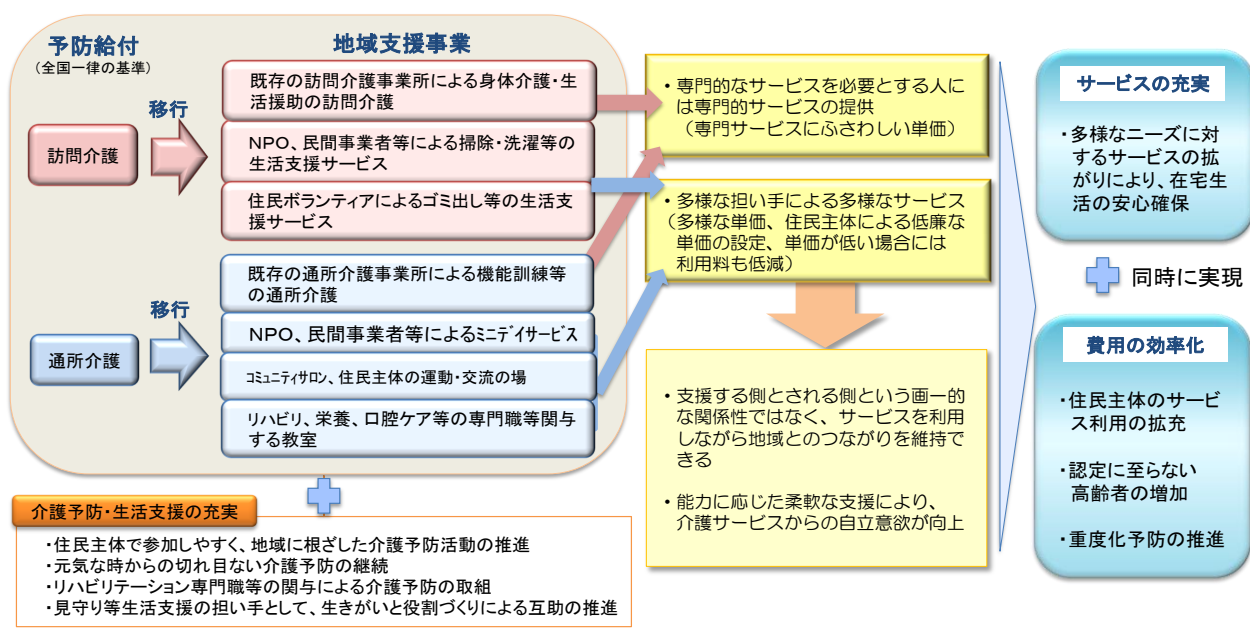
逗子市では、平成 29 年 4 月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施します。総合事業では、地域の実情に応じて既存の介護サービス事業所に加えて、NPOやボランティアなど、地域の多様な主体を活用し、地域の支え合い（互助）による「地域づくり」を基本に推進します。

また、虚弱などによる悪化の恐れや生活支援を要する高齢者が、介護が必要となる状態になることを予防し、地域でのつながりを維持しながら、生きがいを持った日常生活を送ることができるようにすることを目的としています。



予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業) (指針の第2)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
 - ① 要支援認定を受けた者
 - ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業 (指針の第3)

- 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

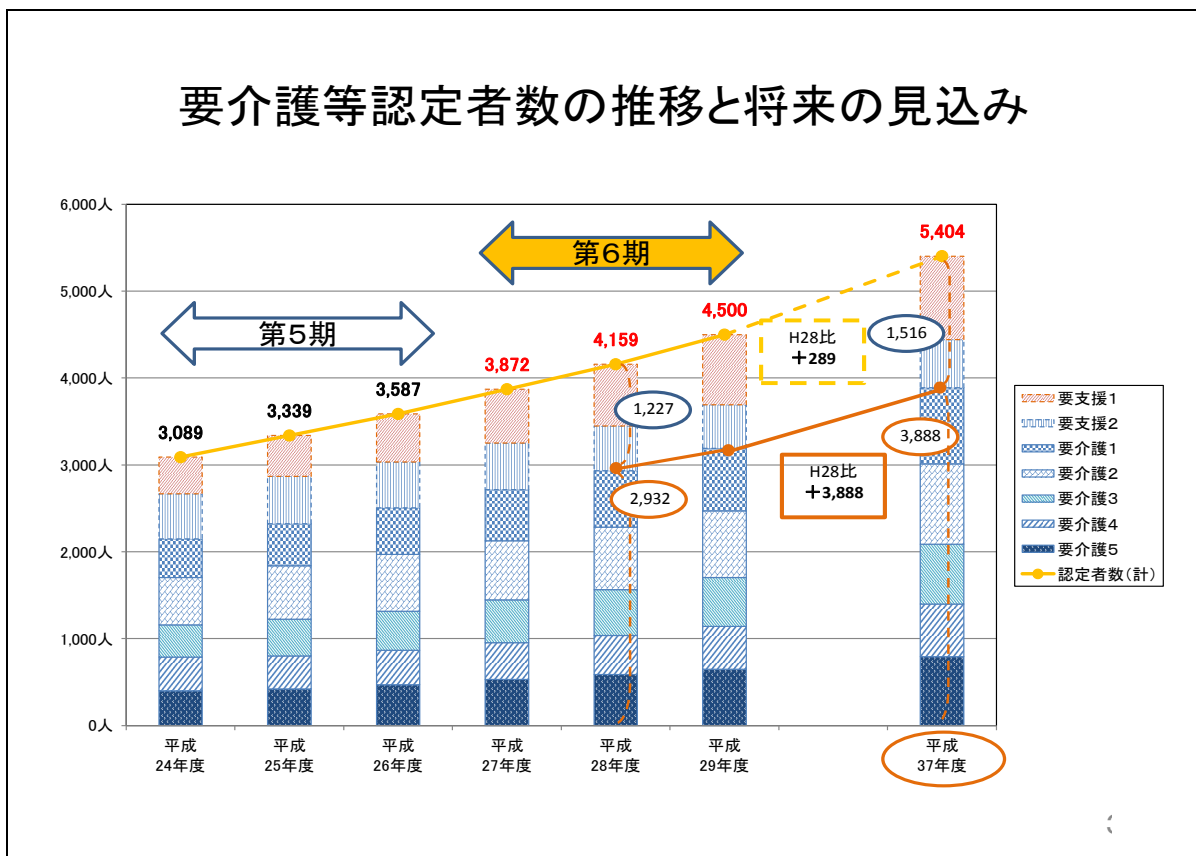
事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

注「指針」:「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27.3.31厚生労働省告示第196号)」

平成 37 年（2025 年）には、逗子市の高齢者（特に 75 歳以上の方）の内、介護サービスを必要とする高齢者が 1,000 人強増加することが推計されています。特に要介護者の割合は増え、軽微な生活課題に対応できる人材が不足することが予測されます。そのため、高齢者自身と地域全体が、お互いに支え合うことで、住み慣れた地域で自分らしい日常生活を送ることができるようにすることが、地域包括ケアシステムの中の総合事業が目指す目的です。

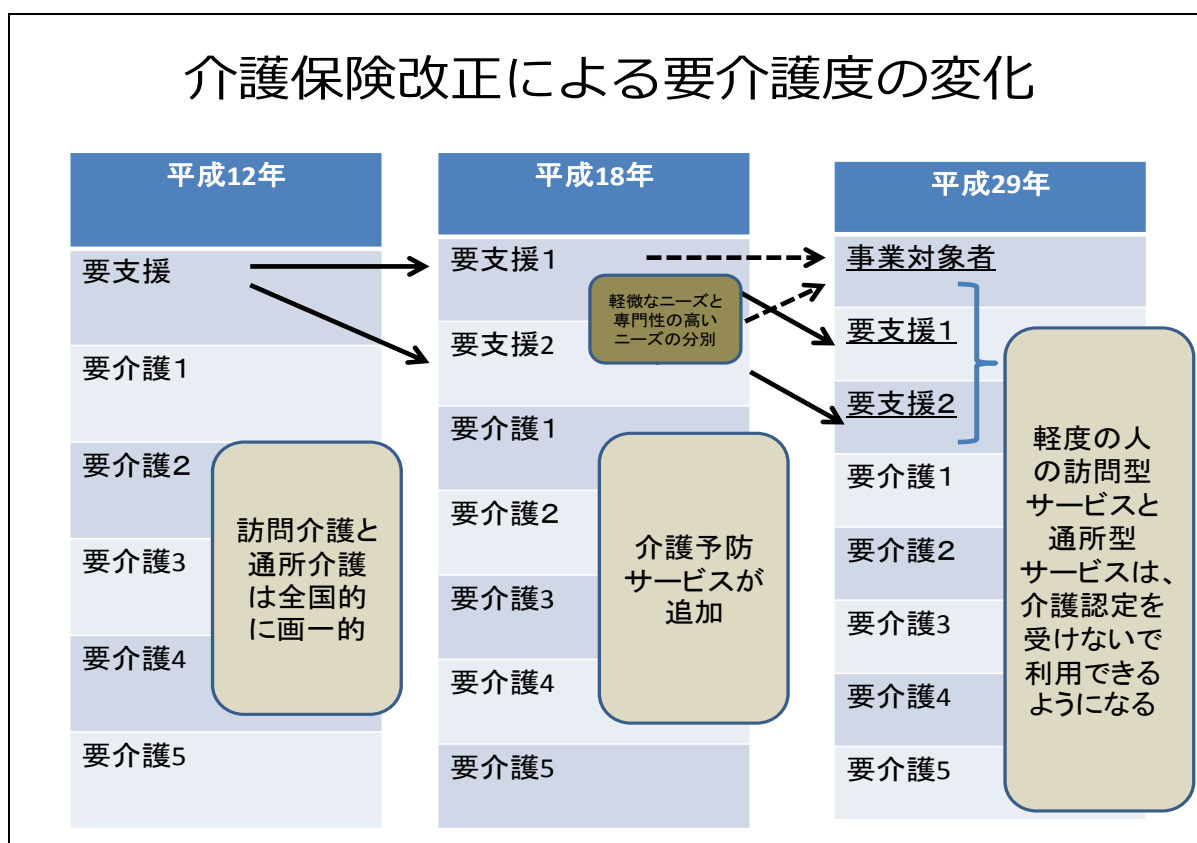
逗子市では、以下のような考え方を基に、総合事業をすすめます。

- ① いつまでも心身共に健康で、生きがいを持ち続けるという予防的視点を重視する。
- ② 地域の多様な主体による、生活支援の支え合いを推進する。
- ③ 高齢者が様々な地域の活動の担い手となり、将来的な担い手不足に備える。



平成 12 年に創設した介護保険制度下では、訪問介護や通所介護といった介護保険サービスは、全国的に画一的なサービス提供を行なっていましたが、平成 18 年に介護予防給付として、要支援 1, 2 が新たに創設され、介護予防サービスが追加されました。

平成 29 年 4 月に移行する総合事業では、介護予防給付とは別に、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業となり、新たに、基本チェックリスト（生活機能評価）により該当した、要支援・要介護となる恐れのある高齢者は、地域支援事業の「事業対象者」として、訪問型サービスや通所型サービスを利用することができるようになります。



【支援の手順】

(相談) 介護保険課・担当地域の地域包括支援センターで、初回の相談を受けます。

※ 総合事業利用のための手続きは、原則、被保険者本人が直接窓口に出向いて行います。介護予防日常生活支援総合事業利用申請受付票（別紙1）を作成します。

ただし、本人が来所できない（入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等）場合は、電話や家族の来所による相談に基づき、本人の状況や相談の目的等を聴き取ります。



(基本チェックリスト) 窓口もしくは自宅訪問時に行ないます。

※ このような場合における基本チェックリストの実施については、本人や家族が行ったものに基づき、介護予防ケアマネジメントのプロセスで、地域包括支援センター等が本人の状況を確認します。



(判定・契約・アセスメント) 基本チェックリストの点数と相談内容を勘案して、認定又は事業対象者となるかを判断します。地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所の契約・アセスメントを経て、介護予防ケアマネジメントを行ないます。

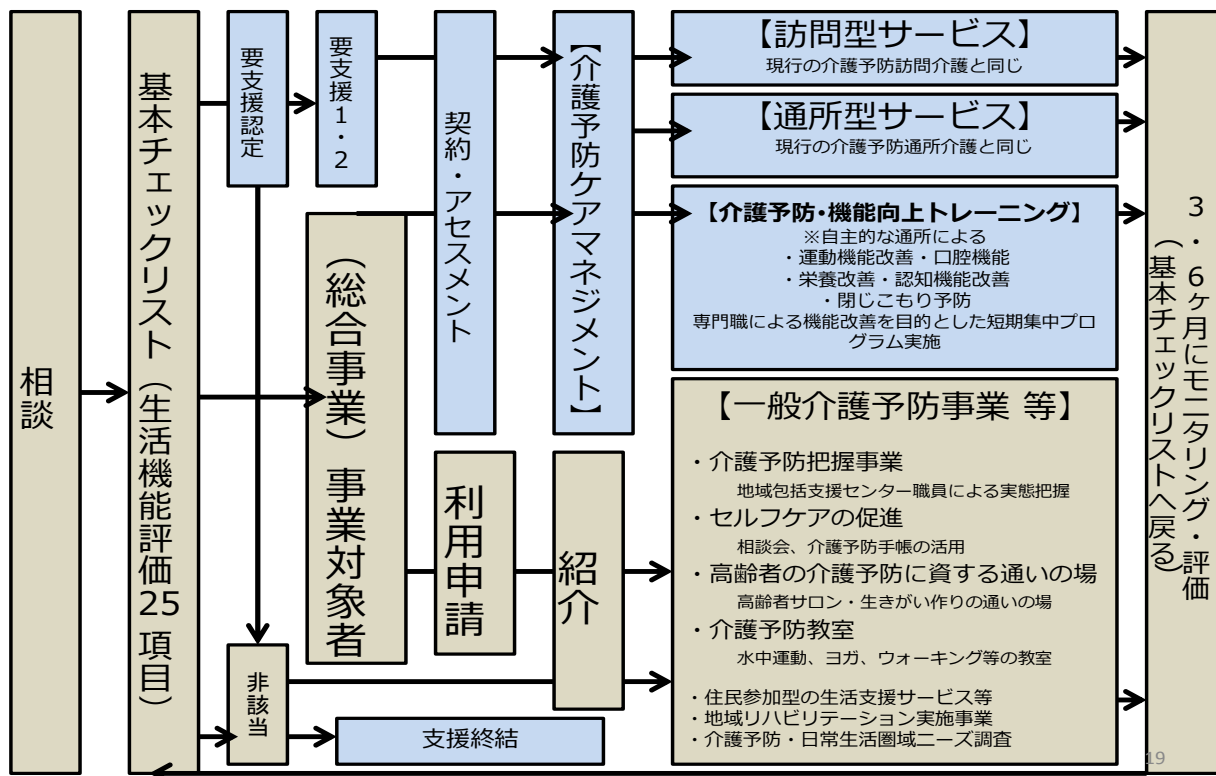


(サービス提供) アセスメントの結果により、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業の利用を開始します。

※ 3ヶ月と6ヶ月でモニタリング、評価期間は最長1年（介護予防・機能向上トレーニングのケアマネジメントは最長6ヶ月）とし、基本チェックリストと再アセスメントを行ないます。

※ サービス提供事業者によるモニタリングは、介護予防サービスと同様に、行なってください。

これからの介護予防・日常生活支援総合事業の流れ



【基本チェックリストについて】

基本チェックリスト（別紙2）は、生活機能を25項目に分けて、介護が必要となる恐れの度合いを判定するものです。質問項目については、改正前の2次予防事業対象者把握に使用していたものと同様です。

以下の基準に該当するものを事業対象者とします。

① 質問項目 No,1~20 までの20項目のうち、10項目以上に該当【生活機能全般】
② 質問項目 No,6~10 までの5項目のうち、3項目以上に該当【運動器】
③ 質問項目 No,11~12 の2項目に該当【栄養】
④ 質問項目 No,13~15 までの3項目のうち、2項目以上に該当【口腔】
⑤ 質問項目 No,16 に該当【閉じこもり】
⑥ 質問項目 No,18~20 までの3項目のうち、いずれか1項目以上に該当【認知機能】
⑦ 質問項目 No,21~25 までの5項目のうち、2項目以上に該当【うつ】

(注)この表における該当(No,12を除く)とは、回答部分の「1,はい」「2,いいえ」に該当することをいう。

3	介護予防・日常生活支援総合事業の構成
----------	---------------------------

逗子市では、平成 29 年 4 月時点では以下の内容を実施します。

平成29年4月時点の予定

サービスの種別	介護予防 ケアマネジメント	訪問型サービス	通所型サービス	介護予防・機能向上 トレーニング
① 事業内容	現行介護予防ケアマネジメントと同様	現行介護予防訪問介護と同様	現行介護予防通所介護と同様	2次予防事業の再編
② サービス提供主体	地域包括支援センター または居宅介護支援事業所	指定事業所	指定事業所	業者委託
③ 対象	要支援1.2 事業対象者	要支援1.2 事業対象者	要支援1.2 事業対象者	事業対象者
④ 契約	重要事項説明・個人情報 使用同意・サービス 利用契約	重要事項説明・個人情報使用同意・サービス利用契約		参加同意書、個人情報 使用同意書
⑤ 運営基準	介護予防支援に準ずる	介護予防給付の基準に準ずる		検討中
⑥ 想定される結果	要介護認定による要支援1.2、基本チェックリストによる事業対象者のケアマネジメント	要支援1.2 事業対象者への現行介護予防訪問介護のサービス提供	要支援1.2 事業対象者への現行介護予防通所介護のサービス提供	基本チェックリストで機能低下の恐れがあると判定された方へ、短期集中的な機能訓練を提供
⑦ 計画	作成する	作成する	作成する	作成する
⑧ 担当者会議	要	要	要	要
⑨ モニタリング	毎月（訪問3か月毎）	毎月（地域包括、または居宅介護支援事業者へ送付）	毎月（地域包括、または居宅介護支援事業者へ送付）	毎月（地域包括支援センターへ送付）
⑩ 評価	1年に1回	1年に1回		3か月または6か月
⑫ 単位数	基本430単位 初回加算300単位	現行の介護予防訪問介護に準ずる	現行の介護予防通所介護に準ずる	なし（委託費）
⑬ 人員基準	介護支援専門員または地域包括支援センター職員	現行の介護予防訪問介護に準ずる	現行の介護予防通所介護に準ずる	保健医療の専門職 ⁶

1 介護予防ケアマネジメント

事業対象者に該当した者に対して、介護予防ケアマネジメントを実施します。ケアマネジメントプロセスは、現行の介護予防支援と同様です。地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当します。介護予防・機能向上トレーニング（短期集中型介護予防事業）の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが担当します。

- ※ 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更・終了）届(別紙3)を提出してください。提出時期は、作成依頼時、事業者変更時、計画終了時となります。
- ※ 事業対象者の受付台帳を作成します。事業対象者受付台帳(別紙4)を作成し、被保険者証、利用申請受付票、基本チェックリスト、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更・終了）届を、市へ提出します。
- ※ 事業対象者には、基幹型地域包括支援センターと地域包括支援センター職員、担当の指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員で、ケアマネジメント結果の妥当性を検討する定期的な調整会議を開催します。

2 訪問型サービス

現行の介護予防訪問介護と同様です。単位数は、月の利用回数ごとに請求できるように変更します。

3 通所型サービス

現行の介護予防通所介護と同様です。単位数は、月の利用回数ごとに請求できるように変更します。

(訪問型・通所型サービスの留意事項)

- ※ 単価は、現行の介護予防支援・介護予防通所介護・介護予防訪問介護の単価、加算に準じますが、年度により変更の可能性があります。
- ※ 利用限度額は、要支援1相当(5,003単位)です。(介護予防ケアマネジメントは限度額外)
- ※ 利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合に準じます。(介護予防ケアマネジメントの利用者負担はなし)
- ※ 開始当初は、介護保険料未納に伴う給付制限の対象とはしません。

4 介護予防・機能向上トレーニング(短期集中型介護予防事業)

運動・口腔・栄養改善プログラムを、1年通して提供できるようにします。

基本チェックリストで事業対象者となった方のうち、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントによって、希望される方が利用できます。限度額の範囲の対象外で費用負担はありません。

他のサービスとの併用は原則できません。

4	対象者
----------	------------

1 事業対象者とは

65歳以上の方で、心身の状況と環境その他の状況から、要支援(要介護)状態となることを予防するための支援を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により該当した者

- ※ 第2号被保険者は該当になりません。

2 平成29年4月以降に、新規、区分変更、更新により要支援1, 2認定を受けた者

要支援1, 2の方が更新して事業対象者となる場合は、現在と同じく、60日前からの

更新手続きが可能です。

要支援1, 2認定を受けた者は、有効期間が上限2年間となります。

3 平成29年4月以降に、基本チェックリストにより、事業対象者と判断された者

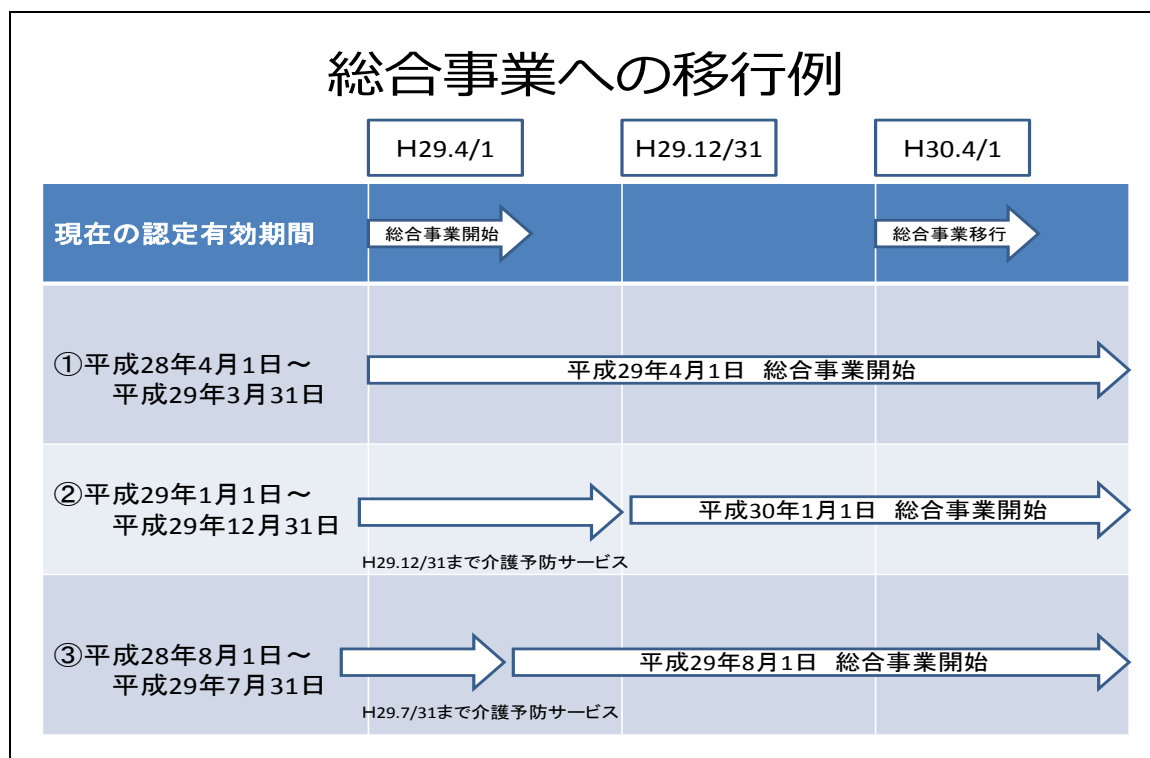
事業対象者に対しては、有効期間を設定しません。

平成29年4月以前から、介護予防サービスを利用している方は、次回の認定更新等までは、今まで利用しているサービス（介護予防通所介護・介護予防訪問介護）をそのまま利用できます。

平成29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けている方が、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用する場合、これまでの介護予防サービスから、総合事業の訪問型サービス、通所型サービスに変更します。

逗子市では1年間をかけて、移行をします。

※ 事業対象者の障害者控除対象の認定については、日常生活の自立度のわかる主治医の診断書が必要となります。（診断書作成に関わる費用は、本人負担となります）



5 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスを利用する要支援者及び事業対象者に、「介護予防ケアマネジメント」

を実施します。

1 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター等が要支援者及び事業対象者に対し、その状態や環境をアセスメントし、生活ニーズと生活目標を設定し、その達成をするための取組みを取り入れ、その進捗を確認・評価しながら支援するものです。

【留意点】

- ① 下記の「介護予防ケアマネジメントにおける課題と目標の例」を参考に、本人の「したい」、「できるようになりたい」を実現する生活行為を目標とします。
- ② 高齢者自身が地域で何かの役割を果たす活動を継続することで、日常生活上の困りごとに対して、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるようにするなど、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた支援をします。
- ③ 利用者の状況を踏まえて、国では3類型を提示していますが、逗子市では移行当初は現行のケアマネジメントで実施します。
- ④ 介護予防・機能向上トレーニング（短期集中型介護予防事業）の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターで実施します。
- ⑤ 目標の設定は、計画期間内に取り組むことで、その目標が達成されることがほぼ可能と思われる、利用者自身でも評価できる具体的な目標とすることが望ましいです。

【介護予防ケアマネジメントにおける課題と目標の例】

<u>セルフケア</u> 清潔・整容、排泄の自立、TPO に応じた更衣、服薬管理、健康に留意した食事・運動など	健康：毎年健診に行く、体にいいと思う食事や運動を続ける、自分で服薬管理をする 日常生活：起床から就寝まで規則正しい生活リズムで過ごす、TPO に応じた身支度をする
<u>家庭生活</u> 日常の買い物、食事の準備、掃除・洗濯・ゴミ捨てなどの家事、簡単な家の修理・電球の交換・水やり・ペットの世話など	家事：炊事・掃除・洗濯などを自分でする 用事：買い物や銀行の用事を自分で済ます
<u>対人関係</u>	関係：家族と仲良く過ごす、近所の人とい

家族や友人への気配り・支援、近所の人・友人・同僚との人間関係づくりと保持、夫婦・親密なパートナーとの良好な関係保持など	い関係で過ごす 役割：庭の草むしりや孫の世話など家族の用事や世話をする。 他者への支援：誰かの手助けをしたり、相談者になる
<u>主要な生活領域(仕事と雇用、経済生活)</u> 自営業の店番・田圃の見回りなどの仕事、ボランティアや奉仕活動など人の役に立つ活動、預貯金の出し入れ	仕事：店番や畑仕事など、自営業の手伝いを続ける 活動：地域の奉仕活動に参加、 経済生活：預貯金の出し入れや管理
<u>コミュニケーション</u> 家族や友人への手紙やメール、家族や友人との会話、電話での会話	家族や友人との会話や電話、手紙やメールのやり取りを続ける
<u>運動や移動</u> 自宅内・自宅以外の屋内、屋外を円滑に移動、移動にバス・電車・他人が運転する自動車を使用、自分で自動車や自転車を使って移動	外出：週に2回は買い物へ行く、展覧会、講演など行きたいところに外出する 旅行：家族や友人と2泊3日の旅行へ行く
<u>知識の応用（判断・決定）</u> 日常生活に関する内容について、自分で判断決定	何か起こったら自分で判断する、自分のことは自分で決める
<u>コミュニティライフ・社会生活・市民生活</u> 友人との行き来、趣味や楽しみの継続、候補者を決めて投票、自治会や老人会の年行事、お祭りへの参加など	交流・参加：自治会のお祭りに参加、老人会の行事に参加、候補者を決めて投票 楽しみ：趣味の会に参加する、週に1回外出する、趣味を持つ

(介護予防マニュアル改定委員会(2011.3)「介護予防マニュアル改訂版」三菱総合研究所)

2 実施者

地域包括支援センターが実施者となり、介護予防支援の業務を一部委託している居宅介護支援事業所で実施することが可能です。現在、委託している利用者は平成29年4月以降も継続して担当できます。

3 様式

現行の介護予防支援で使用している介護予防サービス計画書等と同様です。要支援 1, 2 の方はいずれかに○を、事業対象者は、「地域支援事業」に○をします。現在進行中の計画書は、そのまま構いません。計画の有効期間満了、又は内容変更時に変更してください。

利用票は、サービスコードが変更になりますのでご注意ください。

4 アセスメント

利用者の自宅を訪問して本人・家族に面接による聞き取りを通じて行ないます。課題の分析は、任意書式を用いて行なって構いませんが、より本人にあった課題や目標を設定に向けて、「興味・関心チェックシート」を参考にして、本人の趣味活動、社会的活動、生活歴等を聞き取りながら「～したい」、「～できるようになる」といった目標に変換をしてください。

点検の際、アセスメント結果を記載した課題整理総括表の提出を求めています。課題整理総括表を予め作成し、サービス担当者との情報交換やサービス担当者会議での活用を促進してください。

5 評価

介護予防サービス計画書の有効期間は、最長で 1 年とします。ただし、介護予防・機能向上トレーニング（短期集中型介護予防事業）のケアマネジメントは最長で 6 カ月とします。

要支援認定の有効期間は 2 年に延長されますが、介護予防サービス計画書の有効期間は 1 年とします。

6 給付管理

実績報告は、取りまとめたサービス利用票を、各地域包括支援センターへ提出してください。給付管理の考え方は、別紙の「申請と利用のパターン例」を参考にしてください。

7 留意事項

- ① 平成 29 年 4 月以降の要支援認定の方は、更新可能となる期間（60 日前）に、アセスメント結果と今後のサービス利用の意向に基づき、申請を勧奨するか、代行申請をお願いします。基本チェックリストで事業対象者と判断するのは、平成 29 年 4 月 1 日以降

となります。

- ② 介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用して、平成 29 年 4 月 1 日以降、事業対象者として移行する方は、改めて介護予防ケアマネジメント+訪問型サービス又は通所型サービスの利用契約が必要となります。平成 29 年 4 月 1 日以降に担当圏域の地域包括支援センターが順次行なっていきます。
- ③ 地域包括支援センターから介護予防支援の業務委託を受けている指定居宅介護支援事業所は、平成 29 年 4 月 1 日以降に、改めて業務委託契約を行ないます。地域包括支援センターから順次連絡します。

6	訪問型サービスと通所型サービスについて
----------	----------------------------

平成 29 年 4 月に、現行の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、利用者の要支援認定の更新をもって順次、訪問型サービスと通所型サービスに移行します。

1 平成 29 年 4 月からのサービスについて

- ① 訪問型サービスは、旧介護予防訪問介護と同一の内容とします。事業所の指定基準（人員基準、設備基準、運営基準）の変更はありません。

【訪問型サービス】

サービス	旧介護予防訪問介護	(新) 訪問型サービス
単価	● <u>月額包括報酬</u>	○ <u>利用分報酬</u>
	週 1 回程度 1,168 単位/月	→ 週 1 回程度 266 単位/回
		月 4 回以上 1,168 単位/月
	週 2 回程度 2,335 単位/月	→ 週 2 回程度 270 単位/回
		月 8 回以上 2,335 単位/月
	週 2 回以上 3,704 単位/月	→ 週 2 回以上 285 単位/回
	月 12 回以上 3704 単位/月	

- ② 通所型サービスは、旧介護予防通所介護と同一の内容とします。事業所の指定基準（人員基準、設備基準、運営基準）は変わりません。

【通所型サービス】

サービス	旧介護予防通所介護	(新) 通所型サービス
単価	<p>● <u>月額包括報酬</u></p> <p>要支援 1 1,647 単位/月 →</p> <p>要支援 2 3,377 単位/月 →</p>	<p>○ <u>利用分報酬</u></p> <p>要支援 1・事業対象者 (週 1 回程度) 378 単位/回 月 4 回以上 1,647 単位/月</p> <p>要支援 2・事業対象者 (週 2 回程度) 389 単位/回 月 8 回以上 3,377 単位/月</p>

③ 保険請求は、国保連を通じて行ないます。請求コードは総合事業の請求コードとなります。後日、逗子市ホームページに掲載します。参考にしてください。

④ 単価は、月額包括報酬から、1 回あたりの単価設定に変更します。

2 事業所指定について

事業所指定は、みなし指定となります。平成 27 年 4 月以前から開設している事業者は、そのまま移行しますが、それ以降に開設した事業者は、新規申請が必要です。また、指定更新は、有効期間終了前に更新の手続きが必要です。(みなし指定の更新満了は平成 30 年 3 月 31 日)

基準を緩和したサービスと住民主体型のサービスについては、現在検討中です。

3 契約について

現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の契約は、総合事業の適用にはなりません。

また、利用料の変更に留意し、改めて「サービス利用契約書」「重要事項説明書」「個人情報使用同意書」を作成し、利用者との契約行為を必ず行なってください。契約方法の一案として、総合事業移行後に契約の効力が生じるように、別途規定を追加していただくことも可能です。その際も利用者・家族への説明は必ず行なってください。

7 一般介護予防事業について (予定)

一般介護予防事業は、今までの介護予防事業を見直し、拡充・再編をするものです。市内の 65 歳以上の方に、介護予防に資する実態把握や、介護予防教室、地域の高齢者の介護予防に資する通いの場を創設し、高齢者同士が生活支援の担い手となって取り組むなど、多くの高齢者が、介護予防と生活支援をあわせて取り組むことを支援するものです。

準備が整い次第、順次開始します。

1 介護予防実態把握事業（新規）

生活機能低下のリスクのある者のうち、実態を把握できていない者（「日常生活圏域二一ズ調査」の未回答者等）に対して、地域包括支援センター職員が年1回を目安に訪問し面談などの支援を行ない、社会資源につなげます。

2 セルフケア促進事業（新規）

生活機能の低下のリスクのある者へ、体力測定会の開催や介護予防手帳を使用して生活上の介護予防活動の記録や、利用できる社会資源などを整理し、自立した日常生活におけるセルフケアを促進します。

3 介護予防教室（旧一次二次予防介護予防教室）

65歳以上の高齢者を対象に介護予防に資する運動器の向上、口腔機能・栄養改善、認知機能改善、閉じこもり予防等の教室を開催し、介護が必要となるリスクを未然に予防します。

4 地域介護予防活動支援事業（高齢者の介護予防に資する通いの場の創設、高齢者サロンの再編・拡充）

地域に、高齢者の介護予防に資する通いの場を創設します。現在の高齢者サロンを週1回程度を目途に、高齢者を分け隔てなく利用できる場として再編します。

5 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査（新）

65歳以上の市内在住の高齢者を対象に、生活支援の充実、高齢者の社会参加、支え合い体制作り、介護予防の推進等、地域包括ケアシステム構築のための地域診断を目的とした「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査（健康寿命100）」を行ないます。

この調査を標準的方法として実施し、地域包括ケア「見える化」システム（都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム）を通じて、他の自治体との比較しながら、地域の特性を高齢者保健福祉計画へ反映させ、総合事業の進行管理を行ないます。

6 地域リハビリテーション活動支援事業（新）

高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターと連携しながら地域ケア会議や地域包括支援センターが主催する介護予防教室へ、リハビリテーションの専門職（理学療法士、作業療法士等）を講師として招聘し、総合的に支援します。

8 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）について

総合事業は、地域の多様な主体（NPOやボランティアなど）による、高齢者の介護予防や生活支援の促進をすることを目的の一つとしています。地域の課題を見つけ出し、課題に取り組む多様な主体（NPOやボランティアなど）が話し合える場を作り、支え合いの仕組みを作ります。そのコーディネートをするのが、生活支援コーディネーターです。

逗子市では、社会福祉協議会と各地域包括支援センターに配置しています。随時、地域ケア会議を開催し、地域に応じた課題に対する自発的で能動的な取り組みを行ないます。

